| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | | |
| 第４　入札・契約事務に係る監査の結果及び意見 | | | |
| ４　大阪府立図書館情報システム運用管理業務 | | | |
| 【監査の結果10】契約上必要な書類の徴求の徹底  【教育庁】 | 大阪府は、従前締結していた契約と同一内容の契約を引き続き同一当事者との間で締結した場合においても、改めて契約上必要な書類の徴求を行うよう徹底すべきである。 | 大阪府立図書館情報システム運用管理業務に係る契約の更新に際し、契約上必要な書類の徴求を徹底した。  包括外部監査受検後の契約について、従前の契約（令和２年７月１日から令和５年12月31日まで）の相手とは別の相手と契約（令和６年１月１日から令和10年12月31日まで）を締結し、誓約書等、契約上必要な書類の徴求を行った。  なお、包括外部監査結果報告書に記載のとおり、監査人の指摘を受けた契約（令和２年４月１日から同年６月30日まで）については、当該受注者に対し遡ってこれらの書類の作成を求め、提出を受けている。 | 措置 |
| ７　大阪府立園芸高等学校他２校常駐警備業務 | | | |
| 【監査の結果11】槻の木高校において機械警備を実施しない根拠の精査  【教育庁】 | 大阪府は、大阪府立園芸高等学校他２校常駐警備業務に関し、槻の木高校において機械警備を実施しない根拠を精査すべきである。 | 槻の木高校において自動火災報知装置受信盤が設置されたことから、有人警備を実施する必要がなくなった。そのため、次回の入札（契約）のタイミング（令和５年８月１日から令和10年８月１日までの学校警備業務委託契約）において、槻の木高校の有人警備を廃止し、機械警備のみを実施している。 | 措置 |
| 【監査の結果12】警報装置設置状況図の徴求  【教育庁】 | 大阪府は、大阪府立園芸高等学校他２校常駐警備業務のうち、槻の木高校にかかる警報装置設置状況図を徴求すべきである。 | 平成30年８月1日から令和５年７月31日までの常駐警備業務委託の警報装置設置状況図を徴求した。  また、令和５年８月１日から令和10年８月１日までの学校警備業務委託では、槻の木高校において有人警備を廃止し、機械警備のみを実施済みであり、警報装置設置状況図を徴求した。 | 措置 |